全国健康保険協会熊本支部からのお知らせです

令和５年11月号

協会けんぽ くまもと

事業主さまをはじめ皆さまへご回覧ください

定期健康診断の結果データの提供をお願いします

定期健康診断の結果データの提供とは、事業主の皆さまが労働安全衛生法に基づき従業員に対して実施している健康診断のデータを協会けんぽにご提供いただくことです。

対象者 **40歳から74歳までで、定期健康診断を受診された協会けんぽの被保険者様**
（協会けんぽの生活習慣病予防健診を受診された方はご提供の必要はありません。）

《社長》

健診結果といえば個人情報じゃないか・・・それを提供なんてしちゃっていいの？

❶

問題ありません。ご安心を！
法令に基づく場合であれば個人データを第三者に提供できるんです。（個人情報の保護に関する法律 第２７条）
よって法令（高齢者の医療の確保に関する法律 第２７条）に基づく、定期健康診断の結果データの提供は個人情報の観点から問題ありません。

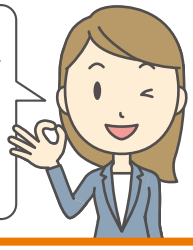

《健康保険担当者》

❷

個人情報の保護に関する法律 第27条（抜粋）

個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

第1号　法令に基づく場合

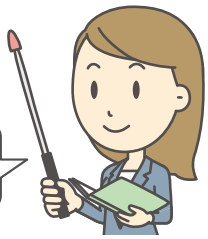

こちらが実際の条文になります！

高齢者の医療の確保に関する法律 第27条（抜粋）

第３項　保険者は、特定健康診査等の適切かつ有効な実施を図るため、加入者を使用している事業者等（厚生労働省令で定める者を含む。以下この項及び次項において同じ。）又は使用していた事業者等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、労働安全衛生法その他の法令に基づき当該事業者等が保存している当該加入者に係る健康診断に関する記録の写しその他これに準ずるものとして厚生労働省令で定めるものを提供するよう求めることができる。

第４項　前三項の規定により、特定健康診査若しくは特定保健指導に関する記録、第百二十五条第一項に規定する健康診査若しくは保健指導に関する記録又は労働安全衛生法その他の法令に基づき保存している健康診断に関する記録の写しの提供を求められた他の保険者、後期高齢者医療広域連合又は事業者等は、厚生労働省令で定めるところにより、当該記録の写しを提供しなければならない。

❸

安心したよー！

データを提供してもらうことで、特定保健指導を無料で受けられるメリットもあるんですよ

❹

無料で受けられるなんて助かるよ！

特定保健指導の詳細はこちらから確認できますよ！

❺

朗報！ **生活習慣病予防健診で全て解決します！**

協会けんぽが提供している生活習慣病予防健診を受診していただくと、
「定期健康診断の結果データの提供」は不要です。
健診機関に直接お申込みいただくだけで受診可能です。
※生活習慣病予防健診は、35歳以上の被保険者様が対象です。

生活習慣病予防健診についての詳細はこちらから

もちろん特定保健指導を無料で受けられます！

定期健康診断の結果データの提供方法はこちらから➡

お問合せ先… 096-240-1030　音声案内②

令和５年度の医療費のお知らせをお送りします

健康保険で診療を受けられたご加入者の皆様に、健康保険に対する関心を高めていただくことを目的とし、医療費のお知らせを事業所様宛にお送りしています。

※「医療費のお知らせ」は個人情報であるため、
　個人あての封筒に封入した状態でお送りします。

開封せず、被保険者様にお渡しください

送付時期　令和6年1月中旬から下旬にかけて（順次発送）

記載対象期間　令和4年10月～令和5年8月までの診療分
※データ抽出時点（令和5年11月中旬）で、健康保険の資格がない方等の「医療費のお知らせ」は作成されません。

マイナンバーカードをお持ちの方は、
マイナポータルでもご自身の医療費を閲覧できます！
※詳しくは、マイナポータルのホームページをご覧ください。→

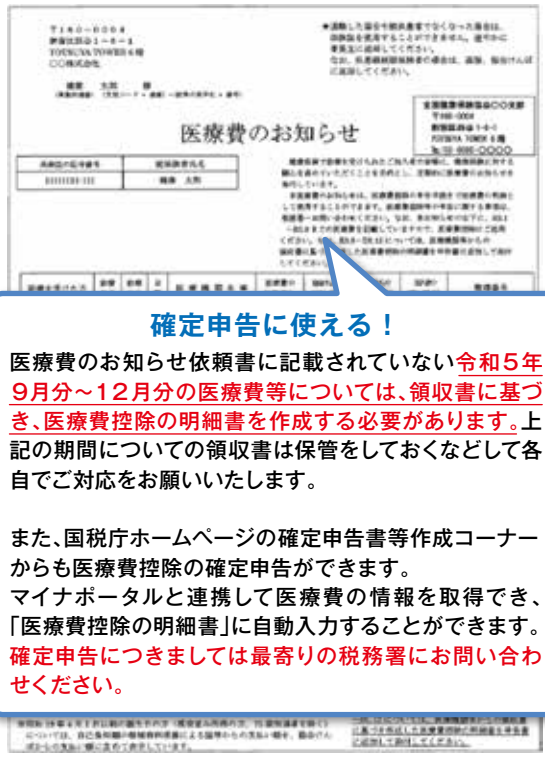

確定申告に使える！

医療費のお知らせ依頼書に記載されていない令和５年９月分～１２月分の医療費等については、領収書に基づき、医療費控除の明細書を作成する必要があります。上記の期間についての領収書は保管をしておくなどして各自でご対応をお願いいたします。

また、国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーからも医療費控除の確定申告ができます。
マイナポータルと連携して医療費の情報を取得でき、「医療費控除の明細書」に自動入力することができます。
確定申告につきましては最寄りの税務署にお問い合わせください。

ご質問は便利なチャットボットをご利用ください。

- AIを活用し、会話形式でご案内します！
- 24時間365日、手軽にスマートフォンやパソコンからご利用できます！

お問合せ先… **096-240-1030**　音声案内③

7名の健康保険委員の方を表彰しました

健康保険委員表彰は、健康保険委員の方の永年のご活動やご功績等に感謝の意を表することを目的に年に1回行っております。
令和５年度は、「全国健康保険協会支部長表彰」を7名の方が受賞されました。表彰を受けられた皆さまにおかれましては、お祝い申し上げますとともに、今後の益々のご活躍を祈念申し上げます。

全国健康保険協会支部長表彰受賞の皆様

（順不同）

- 西嶋　直美 様（株式会社　西嶋建設）
- 寺本　尚子 様（株式会社　ゆーぜん）
- 新堀　貴代 様（双栄建設　株式会社）
- 浅木　紗奈江 様（株式会社　ＮＴＦ）
- 早田　典充 様（株式会社　東栄建設）
- 稲冨　修一郎 様（株式会社　再春館製薬所）
- 会社名のみ公表（1名）
　株式会社　やくそうの島天草社

健康保険委員の詳細は
こちらから

健康保険委員の登録用紙は
こちらから

お問合せ先… **096-240-1030**　音声案内④

全国健康保険協会 熊本支部
協会けんぽ

〒860-8502
熊本市中央区辛島町5-1 日本生命熊本ビル10階

ホームページ　協会けんぽ　熊本　検索

協会けんぽ熊本支部のメルマガを登録しませんか？
右のコードから登録ページにアクセスできます。登録は無料です。

- ☐ 各申請書がホームページからダウンロードできます。
- ☐ すべての申請書は、郵送で提出できます。

※内容については令和5年9月末時点での情報であり、制度改正等で変更になる場合がございます。